

様式第七号(第十条の二関係) 産業廃棄物収集運搬業許可証 許可番号 第 09810000400 号

住所 神奈川県相模原市中央区田名8489番地1  
氏名 アトムプラント株式会社  
代表取締役 柏原 義信  
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

相模原市長 本村 賢太郎

許可の年月日 令和4年6月5日  
(初回許可年月日 平成12年4月1日)  
許可の有効年月日 令和6年6月4日

1. 事業の範囲  
事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)  
取扱産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥※1※2、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類※1※2、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず※2、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1※2、鉱さい、がれき類※1、動物の糞尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物  
以上19種類  
事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含む)  
取扱産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類※1、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず※2、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1※2、がれき類※1  
以上7種類  
※1 石綿含有産業廃棄物を含む  
※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む  
※3 水銀含有ばいじん等を含む  
(注1) 取扱産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。  
(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
裏面のとおり

3. 許可の条件  
環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和4年6月5日 許可更新

5. 積替え許可の有無  
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)  
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 なし

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。  
(日本産業規格 A列4番)

裏面

No. 09810000400  
アトムプラント株式会社

(1) 保管場所  
相模原市中央区田名8489番地1外1築(1077㎡)

(2) 保管を行う産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類※1、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず※2、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1※2、がれき類※1

(3) 保管施設

ア 廃プラスチック類 保管コンテナ(1基)	保管面積 13.8㎡	最大保管量 2.2㎡
イ 木くず 保管コンテナ(2基)	保管面積 29.8㎡	最大保管量 4.4㎡
ウ 金属くず 保管コンテナ(1基)	保管面積 7.4㎡	最大保管量 8㎡
エ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	保管コンテナ(1基)	保管面積 7.4㎡ 最大保管量 8㎡
オ がれき類 保管コンテナ(1基)	保管面積 7.4㎡	最大保管量 8㎡
カ 上記ア〜オ混合保管ピット	保管面積 9.8㎡ 最大保管量 1.19㎡ 保管高さ 2m	
キ 紙くず 保管コンテナ(1基)	保管面積 6.8㎡	最大保管量 1.0㎡
ク 繊維くず 保管コンテナ(1基)	保管面積 7.4㎡	最大保管量 8㎡
ク 廃プラスチック類※1 保管コンテナ(1基)	保管面積 3.5㎡	最大保管量 4㎡
コ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1 保管コンテナ(1基)	保管面積 3.5㎡	最大保管量 4㎡
サ がれき類※1 保管コンテナ(1基)	保管面積 3.5㎡	最大保管量 4㎡
シ 金属くず※2、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※2 保管コンテナ(1基)	保管面積 4.2㎡	最大保管量 3.78㎡

※1 石綿含有産業廃棄物を含む  
※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む  
(注) 石綿含有産業廃棄物を含む旨又は水銀使用製品産業廃棄物を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を保管できない。

以下 余白

様式第七号(第十条の二関係) 神奈川県指令 央セ第32号-121 許可番号 01402000400

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区田名8489番地1  
氏名 アトムプラント株式会社  
代表取締役 柏原 義信  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治

許可の年月日 令和4年7月22日  
(初回許可年月日 昭和63年6月30日)  
許可の有効年月日 令和9年6月4日

1. 事業の範囲  
(1) 事業の区分  
収集・運搬(積替え・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類(取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)  
燃え殻、汚泥(※1※2)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(※1※2)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(※2)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(※1※2)、鉱さい、がれき類(※1)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令第13号廃棄物  
※1: 石綿含有産業廃棄物を含む。  
※2: 水銀使用製品産業廃棄物を含む。  
※3: 水銀含有ばいじん等を含む。  
(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。  
(注2) 営業の範囲は、相模原市を除く神奈川県内。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和5年8月10日 代表者の氏名(変更前: 代表取締役 柏原 義信、変更後: 代表取締役 柏原 義明)  
令和4年7月22日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有  
相模原市 許可番号: 09810000400

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

様式第七号(第十条の二関係) 令和7年2月26日 6歳多廃更新第522号 許可番号 第13-00-000400号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区田名8489番地1  
氏名 アトムプラント株式会社  
代表取締役 柏原 義明  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 小池百合子

許可の年月日 令和7年1月24日  
許可の有効年月日 令和12年1月23日

1. 事業の範囲  
(1) 業の区分  
収集・運搬(積替え・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物の死体、ばいじん、政令13号物(コンクリート固化物に限る。)  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)  
(以上17種類)

2. 積替え保管施設  
\*\*\*\*\*

3. 許可の条件  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4. 許可の更新・変更の状況  
平成2年1月24日 新規許可  
令和7年1月24日 更新許可 第7回

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無  
(以下余白)

認定番号: 5-22-A0098

このマークは東京都の登録認定事業者のマークです。

東京都